

## 平成20事業年度業務実績概要

### 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 的確な施設の運用と管理

##### ① 安定的な用水の供給

##### 1) 安定的な用水の供給 (8頁)

機構は利水者の水利用計画、河川流量、雨量等の水象・気象情報を的確に把握するとともに、全ての施設についてその機能が確実に発揮できるよう定期的な点検や整備を行い、安定的な水供給に努めた。

また、機構は地域の水利用状況を把握し、水利用に関する利水者の計画、要望のもと中立的な立場で利水者毎の配水量の調整を行い、取水・導水を行った。

なお平成20年度は、霞ヶ浦用水及び筑後川下流用水において、水供給を開始してから両施設とも累計10億 $m^3$ （浜名湖約3個分に相当）を達成した。

##### 2) 渇水への対応 (12頁)

平成20年度に策定した「技術5ヵ年計画（H20－H24）」の中に、「気候変動によるダム管理等への影響把握及び対応策の検討」を重点プロジェクトとして定め、気候変動によって用水の安定供給が懸念されることへの対応策を、今後5年間で検討していく体制を整備した。

渇水対応面では、平成20年度は局地的な豪雨により浸水被害を受けたところもあったが、15年ぶりに台風の上陸がないなど年間降水量は全国的に少なく、指定水系では3水系（木曾川、淀川及び吉野川）が渇水となった。

各水系においては、河川の流況の悪化に伴って12事務所（本社を含む）で渇水対策本部を設置し、渇水調整を行うとともに、適時的確な水源情報の発信、関係機関への周知等を行った。また、きめ細かな水管理や降雨の有効活用によって効率的な水運用に努める等、国民生活への影響の軽減に努めた。

##### 【具体例】 (13頁)

吉野川水系では今年度も渇水となり、取水制限日数は早明浦ダム関係で124日間（最大60%、20日間の利水容量枯渇含む）、銅山川3ダム関係で120日間（工水最大30%、上水最大5%）に及んだ。8月31日には早明浦ダムの利水貯水率が0%となったため、発電事業者が水利権を持つ発電専用容量を用いた緊急放流が行われた。

機構は渇水期間中に次のような取組を行った。

- 香川用水では取水制限の強化や降雨による一時的な解除に合わせて、約5,374万 $m^3$ の水（取水制限のあった7/25～11/25の通水量）を無駄なく送水するため、取水口では14回（平年は6回）、幹線水路では64ヶ所の分水口について延べ211回の操作を昼夜を問わず実施するなど、きめ細かな送水量の変更操作を行った。

- 池田総合管理所では、取水制限のあった7月～11月の間において、早明浦ダムの利水貯水量の延命を図るため、延べ120回にわたり利水補給の変更作業を昼夜を問わず実施し、約444万m<sup>3</sup>の用水の節約を行った。併せて、池田ダムでは、早明浦ダム下流の降雨を有効に活用するための操作を8回実施し、約107万m<sup>3</sup>の水を有効活用した。こうして約551万m<sup>3</sup>（仮に香川県の給水人口約93万5千人に配分した場合には約17日分の使用水量に相当）を有効活用することによって、渇水被害の軽減に貢献した。
- 渇水時においては、受益地での節水の取組みが必要不可欠であることから、関係自治体等とともにダム・水路等施設管理者としても吉野川局管内全体で、垂れ幕や事業車両ステッカーなどによる節水の啓発活動を行った。  
また、一般住民やマスコミからの各種問合せに対してきめ細かな対応を行うとともに、新たに池田総合管理所のホームページに毎正時の早明浦ダム利水貯水率を速報値として掲載するなど、国民に関心の高い水源情報の積極的な発信に努めた。渇水期間中の7～11月の5ヶ月で、吉野川局では約76万件、池田総合管理所では約15万件のアクセスがあった。

### 3) 水管理情報の発信

(22頁)

利水及び治水機能を有するダム等において、毎日、水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて発信することで、国民及び利水者に情報提供した。平成20年度には、従来の20ダムに加え、年度計画（6ダム等追加）を上回る9ダム等（滝沢ダム、徳山ダム、利根大堰等）で発信を開始し、国民及びこれらの施設の利水者に対する情報提供の拡充を行った。

この取組によって、国民及び利水者が、ネットワークに接続したパソコンがあれば、ダムの貯水量や放流量などの情報を随時入手することが可能となった。

## ② 良質な用水の供給

### 1) 水質保全等の取組

(26頁)

機構が管理している全51施設において、日常的な巡視、定期的な水質調査、水質の自動観測、利水者等からの水質データの入手等により、詳細な水質情報を把握し、供給する用水の水質にも目を配るとともに、異常発生時には利水者への速やかな情報提供に努めた。

また貯水池やファーム Pond 等における水質異常の未然防止のために、18施設において曝気循環設備その他の各種水質対策設備を97設置しており、効率的な運用を図るとともに、関係機関と連携して、水質異常の発生抑制を図っている。これらの取組によって貯水池一面にアオコの発生が見られたものが局所的な発生に止めているなど、水質異常の軽減を図った。

#### 【具体例】

(28頁)

阿木川ダムでは、平成14年から平成16年は数ヶ月間貯水池全面にアオコが

発生していたこと、またマット状に厚くなっていた例が、曝気装置の運用などによって、平成20年度は部分的に薄く筋状にアオコが一週間発生する程度に抑えられた。

草木ダムでは、フォルミディウムの増殖により、ジメチルイソボルネオールというカビ臭物質が発生していたが、散気管式循環装置の運用により、フォルミディウムの異常増殖やカビ臭の発生を抑制した。

こうした発生抑制策による未然防止に努めても、平成20年度はアオコや淡水赤潮等の水質異常が25施設で計41件（平成19年度は16施設で42件）発生した。水質異常が発生した際には、まず利水者や関係機関に速やかに情報を提供して連携・調整を図った上で、臨時水質調査等による状況把握を行い、選択取水設備の運用や拡散防止を目的としたフェンスの設置、アオコの回収を行う等、利水者等への影響を可能な限り軽減する措置を図った。

また、平成20年度は3施設（徳山ダム、滝沢ダム及び中里ダム）を追加して全29ダムで貯水池等水質管理計画を作成し、年度計画に掲げる目標（全ダム）を達成した。同計画によって、通常時水質状況の把握や水質異常発生時の関係機関との連携、対応など、的確な水質管理を実施するとともに、PDCAサイクルの考えを踏まえ、計画の適宜見直しを図り、水質保全対策の一層の推進を図っている。

さらに、水質異常への対策を具体的に検討する体制として、機構内で同じ水質異常を抱える施設をその発生要因別にグループ化し、発生要因に適合した効果的な水質保全・改善対策について包括的な検討を行うためのプロジェクトチームを設置した。今後、優先度・重要度が高い施設から順次、プロジェクトチームによる対策の具体化を行っていく。

## 2) 水質保全対策設備の運用技術向上 (32頁)

水質保全対策設備に関して、既存の設備についてはその効果を最大限に発揮させるための施設改良や運用改善を行うとともに、まだ実用化に至っていない新たな技術については効果把握のための実証実験、調査を行って、その一層の効率的・効果的な運用技術の向上を目指した。

### 【具体例】 (33頁)

日吉ダムにおいては、既存の深層曝気装置の余剰空気を有効利用することにより、浅層部の水質保全及び維持管理コストの縮減を実現する新たな曝気システムを開発している。平成20年度は、深層曝気装置の機能確認調査及び自動排出装置の工場製作・設置・試行運転を行い、耐久性及び余剰空気排出機能の確認をした。また、模型実験により効果的な吐出口散気管形状の検討を行った。平成21年度は、検討結果を踏まえ現地での実証実験を継続する。

## 3) 貯水池等流入負荷の把握 (38頁)

貯水池等の水質について、上流集水域からの流入負荷軽減に向け、平成20年度は日吉ダム及び一庫ダムにおいて、土地利用状況や流入負荷の現状把握等の流域状況調査に着手した。

#### 4) 水質事故等発生時の対応 (40頁)

平成20年度に水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺において発生した、工場等の事業者や第三者等（不法投棄、交通事故による油漏れ等）に起因する油流出等の水質事故は、22施設で32件発生（平成19年度は17施設42件）した。

機構では、利水者、関係機関等と迅速な連絡・調整を図って情報共有に努めるとともに、取水位置の変更、流量調整、オイルフェンス、オイルマット設置等の対策を実施し、水質被害の拡大防止に努めた結果、各種用水の断続的な供給停止を防ぐとともに、利水者側での直接的な供給影響を回避した。

##### 【具体例】 (42頁)

群馬用水の赤城幹線水路で平成20年6月17日に発生した油類不法投棄による水質事故では、群馬用水土地改良区とともに幹線水路、支線水路にオイルフェンスおよびオイルマットを設置し、油膜の拡大防止に取り組んだ。

汚染範囲が広く大量の資材を必要としたことと速やかに対応する必要があったことから、機構事業所の広域ネットワークを活用し、北関東に所在する沼田総合管理所、利根導水総合事業所、下久保ダム管理所、草木ダム管理所の各事務所が、大量のオイルマット等を現地に搬入する協力を行ったことで、利水者影響を最小限に止めることができた。

#### 5) 水質調査結果等の公表 (46頁)

平成19年における管理施設の水質調査結果等の情報を収集・整理し、「平成19年水質年報」として公表した。

### ③ 洪水被害の防止又は軽減

#### 1) 施設管理規程に基づく洪水対応 (48頁)

平成20年は、全国的に降水量が少なかったが、主に前線による降雨で洪水が発生した。このような状況下において、全22ダムのうち4ダム（矢木沢ダム、奈良俣ダム、徳山ダム及び寺内ダム）において、延べ13回の洪水調節を実施（平成19年度は13ダム、延べ25回）し、洪水被害の軽減を図った。

##### 【具体例】 (51頁)

徳山ダムでは「平成20年9月2日～3日 西濃豪雨」における洪水調節を実施し、管理開始一年目から事業効果を発現した。

9月2日から3日にかけて、岐阜県西濃地域は激しい降雨に見舞われ、徳山ダム（河口から約90km）では、最大約740m<sup>3</sup>/sの流入量全量を貯留した。

また下流の横山ダム（河口から約80km）では、最大約690m<sup>3</sup>/sの流入量のうち約400m<sup>3</sup>/sを貯留した。

この洪水時には、貯水池の空き容量と上流及び下流河川の降雨状況を勘案し、ダム下流へ放流する水量を施設管理規程に定められた放流量よりも大幅に減らし、ダムへ流入する流水のほとんどをダム貯水池に貯留した。これにより、同規模の洪水であった平成14年7月洪水で発生した、内水による浸水面積約560ヘクタールに比べ、約190ヘクタールと大幅減となった。

この洪水調節により、徳山ダムがなかった場合に比べ、揖斐川の水位低下効果は、大垣市万石地点（河口から40.6km）で約1.2m、養老町今尾地点（河口から約27.0km）で約0.7mと試算された。

また、平成20年度に緊急改築事業が完了した印旛沼開発施設では、事業で更新し、既に供用可能だった12台の排水ポンプを用いて、平成20年度には延べ8回の洪水に対し合計約3,027万m<sup>3</sup>（印旛沼利水容量の2.3杯分）の排水を実施し、地域や利水者に要請されていた事業効果を早期に発現できた。

## 2) 異常洪水時の操作方法検討

(54頁)

平成19年度に下久保ダム、草木ダムにおいて事前放流\*に係る実施要領を策定し、青蓮寺ダムでは、ダム統管と連携して事前放流を行う要領を定めている。平成20年度は事前放流を実施すべき事象は発生しなかった。

また異常洪水が発生した場合に、ダム下流の浸水被害を最小限に抑えるための放流方式（異常洪水対応操作）について、既管理全ダムで検討を進めた。平成20年度は、ダムの計画規模を超えるような「異常洪水」に対して、ダム下流の浸水被害を最小限に抑えるための放流方式を検討にあたって把握しておかなければならない、各ダム下流河川の諸元や危険箇所等のデータベース作成に取り組むとともに、各ダムにおける異常洪水波形を設定して、その対応方針について検討を行った。データベースを構築することによって、河道の流下能力の情報を的確に把握することができた。今後、この取組で収集した情報を、避難勧告を発令する下流地域の首長や防災担当部署と共有することにより、洪水時における的確な判断のための基礎資料として活用できるようになった。

※事前放流・・・ダムの計画を超えるような大規模な出水が予想される場合に、出水前にダムからの放流を行い、洪水調節のための容量をできる限り多く確保して、洪水調節機能を強化するもの。

## 3) 関係機関への洪水情報提供

(62頁)

流域住民への正確な防災、事前避難情報の伝達に資するために、警戒避難を呼びかける情報伝達手段としてダムの放流警報施設を活用する提案を、機構から関係市町村に対し働きかけている。

これまで10の関係市町村と協定を締結していたところであるが、平成20年度は新たに高山ダムにおいて関係市町村と協定を締結し、延べ11ダムで放流警報施設を防災、事前避難等の判断に資する情報提供に活用することが可能となっている。

#### ④ 施設機能の維持保全等

##### 1) スtockマネジメントの適切な実施

(64頁)

ライフサイクルコストの縮減と確実な施設機能の維持を図るために、予防保全の観点等から施設の点検等を充実し、それに基づく計画的な補修、改築に向けた検討を行う「ストックマネジメント」の適切な実施に向けた取り組みを進めている。

ダム等施設については、平成20年度より国土交通省と連携して、ダム等施設のストックマネジメント方策の体系的な検討に着手した。平成20年度は機構が持つ機械・電気設備の既存システムについて、これら検討への情報提供を行った。

水路等施設については全12事業所において5年間のストックマネジメント調査計画を作成し、補修履歴や点検結果の蓄積を開始するとともに、全20施設のうち15施設でトンネル内部等の施設機能診断調査を実施した。

これら調査については、機構と関係利水者との連絡会議において、施設機能の現況を報告し、情報の共有を図った。とりわけ、霞ヶ浦用水、朝霞水路など7施設の調査では、合計28機関、190名の利水者が施設機能診断調査へ参加し、施設の現状について直接関係利水者の確認を得た。

電気通信設備では、平成19年度までの設備の整備、故障及び障害履歴情報の収集と整理を行うと共に、職員の手引きとなる設備の整備水準、維持管理水準及び運用管理業務のフローを収録する「電気通信設備運用管理要領」の骨子の作成を行った。

機械設備では、機械設備保全支援システムに平成18年度までに蓄積された管理記録を基に、機械設備の構成要素である機器及び部品約100点について、標準的な取替え・更新周期を延長するなど見直しを行い、その結果を「機械設備管理指針」に反映し、設備の延命化を図った。

なお、木曾川用水施設のうち木曾川右岸施設では、第一期中期計画期間から機能保全計画調査によるストックマネジメントを実施し、その結果を踏まえ、改築が必要な施設について「木曾川右岸施設緊急改築事業」として平成20年度に予算要求を行い、平成21年度着工が認められた。(3)に詳述)

同様に三重用水施設でも、ストックマネジメントに基づき平成19年度より管理業務での計画的な補修に着手しており、引き続き補修を実施しているところである。

##### 2) 施設点検の実施

(68頁)

ダム・水路等施設及びこれらを構成する設備、装置等について常に良好な状態に保つため、設備毎の定期的な点検及び維持修繕を実施した。

また一般の人が利用する施設については、全施設を対象として月1回以上(一部施設の冬期を除く)の安全点検を実施し、随時補修及び改良を行った。そのうち青蓮寺ダムや池田ダムなど26施設において、地域住民と合同で安全点検を実

施し、利用者の目から見た施設の安全確保にも努めた。

### 3) 機械化・電子化の推進 (72頁)

より効率的な施設管理を実施するため、機械化・電子化による監視システム等の導入を推進した。

平成20年度は、初動点検の効率化や平常時を含めた監視態勢の強化を図るため、矢木沢ダム、群馬用水、豊川用水、三重用水に監視システムを導入するとともに、奈良俣ダムで導入を図るための監視システムの配置設計等を実施した。

### 4) 管理所施設等の耐震化 (74頁)

機構の各管理施設では耐震化計画を策定し、管理所等の建物の耐震化診断を行い、判定結果を基に耐震安全度の低い施設から耐震化工事を行うこととしている。

平成20年度には、予定していた千葉用水2施設の耐震化工事を完成させた結果、年度末で耐震性能を高めた施設の割合を79%（45施設/57施設・平成19年度は75%）に高め、年度計画に掲げる目標を達成した。

### 5) 災害復旧工事の実施 (76頁)

平成20年度は、集中豪雨によって周辺施設で小規模な災害が発生したものの、台風の本土上陸もなく災害復旧を申請するほど大きな災害の発生はなく、機構による災害復旧工事を実施する必要性は生じなかった。

### 6) 附帯業務及び委託発電業務 (78頁)

矢木沢ダムや岩屋ダムなど18施設で発電事業者からの委託に基づく発電を実施した。施設管理、環境整備等に関して、国土交通省、県、土地改良区等から30件の施設管理に附帯する業務の委託を受け、的確に実施した。

## (2) リスクへの的確な対応

### ① リスク管理体制の整備 (84頁)

リスク管理に係る検討プロジェクトチーム及びワーキンググループ等を組織し、各業務に係るリスクの洗出しと類型化を実施した。

また、リスク管理体制の整備のために「リスク管理に関する基本規程」を制定し、同規程に基づきリスク管理の実効性の確認、リスク対応の指示及び審議を行う組織としてリスク管理委員会を設置した。

### ② 異常湧水、大規模地震等に備えた対策の強化

#### 1) 耐震性能の強化 (86頁)

用水路等施設の2施設（木曾川用水、利根導水）で耐震性照査を実施し、第三者委員会の指導を得て、対策の方向性を検討するとともに、耐震補強等を2施設

(豊川用水、群馬用水)で平成20年度も継続して実施した。

ダム等施設では、旧吉野川河口堰、今切川河口堰について、東南海・南海地震に対する耐震性について平成19年度より第三者からなる「旧吉野川河口堰等耐震検討委員会」の指導を得て、照査を実施した。その結果、堰本体(門柱、堰柱、杭基礎及び鋼矢板)では必要な安全性を確保していることが確認できた。一方で今切川河口堰の予備発電室等に耐震補強の必要があることが確認されたため、平成21年度より本格的な耐震工事に着手していく予定である。

## 2) 危機管理対策の強化

(88頁)

異常渇水、大規模地震時等における代替水源としての活用を想定し、水輸送用バッグについては現地での展開確認を、可搬式海水淡水化試験装置については給水訓練を実施した。

水輸送用バッグ(容量約1,000m<sup>3</sup>)については、平成21年2月18日から27日にかけて、和歌山県新宮港の岸壁上においての組み立て、送風機で膨らませる等の確認作業を行った。その結果、迅速な展開作業及び水輸送用バッグの品質保持のための保管方法等について、改善点等を整理することができた。

可搬式海水淡水化試験装置(日当り造水能力35m<sup>3</sup>)については、平成20年9月1日の徳島県総合防災訓練にて、会場周辺の橘湾から取水・運搬した海水を淡水化する給水訓練を実施した。今後、実際の渇水の際に運用試験を行うなど、引き続き実用化に向けた検討を行う予定である。

その他、利根導水をモデルとして、大規模地震等により施設が損傷し、首都圏への用水の供給が不可能となった場合を想定し、代替水源計画を含めた復旧計画を検討した。

## ③ 大規模災害等への対応と日常の訓練

### 1) 業務継続計画(BCP)の作成

(92頁)

平成20年度は、各関係機関で作成している業務継続計画を収集し、継続業務の項目等を整理した上で、「水資源機構本社業務継続計画(大規模地震編)(案)」を平成21年3月に作成した。

また新型インフルエンザ対策についても業務継続計画の前段として、対策の基本的な方針を示した「水資源機構新型インフルエンザ対策行動計画(案)」を平成21年3月に作成した。

### 2) 危機的状況への的確な対応

(94頁)

平成20年度は、大規模かつ広域的な危機的状況は発生しなかったが、主な防災対応は以下のとおりである。

地震については、機構管理施設で安全点検を行う必要が生じた地震(震度4以上またはダム基礎地盤において2.5gal以上)が11回発生した(平成19年度は12回)。これらの地震発生時においては、早朝・夜間・休日を問わず速やか

に防災態勢を執り、12施設において延べ33回に及ぶ臨時点検等によって安全確認を行った。

風水害については、台風及び前線の影響により防災態勢を執り、洪水調節を延べ13回実施した。いずれも的確な対応により洪水被害の軽減を図った。(再掲)

水質事故については、22施設で32件発生した。機構では、利水者、関係機関等と迅速な連絡調整を図って情報共有に努めるとともに、取水位置の変更、オイルフェンス、オイルマット設置等の対策を実施し、水質被害の拡大防止と利水者への影響回避に努めた。(再掲)

第三者事故に起因する防災対応はなかった。

### 3) 武力攻撃事態等への対応 (96頁)

平成20年度は、武力攻撃事態等の発生はなかった。

一方、独立行政法人水資源機構国民保護業務計画に基づいて緊急通報システム<sup>\*</sup>の導入を推進し、対象55施設のうち34施設に設置を完了した。システムを設置した事務所のうち7施設においては、市町村及び所轄警察署に対し実働訓練の協力要請を行った上で、同システムを使用した訓練を実施した。

<sup>\*</sup>緊急通報システム・・・「警察直結110番非常通報システム」で非常ボタンを押すだけで警察の110番通信司令センターへ自動ダイヤルされ緊急事態を通報できるシステム。

### 4) 日常の訓練 (98頁)

国等と連携した主な訓練として、5月の洪水対応演習、9月の地震防災訓練を実施した。

5月の洪水対応演習は、河川管理者と連携して機構の全ダム(利水ダム含む)で実施した。平成20年度の特徴として、下久保ダムにおいて計画を大きく上回る降雨を想定したダム操作の訓練を実施するとともに、その他の各ダムにおいても落雷等によりゲート操作や遠方操作が不能となった事態等を想定した内容の訓練を行った。

9月1日の地震防災訓練は国と連携した一斉地震防災訓練とし、機構では首都直下地震、東南海・南海地震等の発生を想定し、全事務所において施設点検、情報伝達等の訓練を行った。また各事務所等においても、非常時参集訓練、設備操作訓練等の個別訓練や、関係機関と連携した情報伝達訓練等を実施した。

その他、平成21年1月には危機管理対応訓練として、首都直下型地震によって公共交通機関が不通になった場合を想定し、予告なしの安否確認システムによる安否確認・本社近隣職員(他事務所勤務職員含む)の徒歩参集訓練を行った。

また国民保護業務に基づく訓練として、国と奈良県の共同訓練に合わせ、本社、関西支社、木津川ダム総合管理所等が連携し、事案発生の情報や被害状況等の情報連絡訓練を実施した。沼田総合管理所では、地域の10関係機関が一同に会し、ダム施設に対する武力攻撃に備えた意見交換会を開催した。

(3) 計画的で的確な事業の実施 (104頁)

①② 新築・改築事業(ダム等事業)

1) 新築・改築事業の実施 (108頁)

ダム等事業については、7事業について計画的に事業の進捗を図った。

○ 大山ダム建設事業 (110頁)

平成20年7月に水道用水の事業再評価を実施し、事業継続となった。平成20年8月にコンクリート初打設を行い、ダム本体工事の最盛期を迎える。一方、付替道路工事や斜面对策工事等についても平成24年度の完成を目指し、鋭意進捗を図っている。

○ 思川開発事業 (111頁)

平成20年8月から平成21年1月にかけて水道用水の事業再評価を実施し、事業継続となった。また平成21年3月に利水計画、工期に関して事業実施計画の第3回変更の認可を受けた。また南摩ダムに関して、従来工法に比して建設コスト縮減及び工期短縮が可能なCFRD構造(コンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム)について、河川管理施設等構造令第73条第4号の規定による特殊な構造の河川管理施設としての認定(大臣特認)を平成20年6月に受けた。

平成21年3月に仮排水路トンネル等の工事について契約し、工事に着手するとともに、付替県道工事等を進捗させている。

○ 武蔵水路改築事業 (118頁)

平成20年7月に利根川・荒川水系水資源開発基本計画(フルプラン)の変更が閣議決定され、埼玉県と東京都の都市用水参画量や新たな目的として治水(内水排除の強化)及び浄化用水が位置づけられた。また都市用水及び治水の事業評価を平成20年6月及び8月にそれぞれ実施して、事業継続となった。事業実施計画については平成20年度に案を作成して手続きを開始し、平成21年度において認可を受ける予定である。

○ 木曾川水系連絡導水路事業 (111頁)

平成20年6月に木曾川水系における水資源開発基本計画の一部変更が閣議決定され、同月に国土交通大臣より機構に対し、独立行政法人水資源機構法第14条に基づく事業実施の求めがあった。平成20年3月に策定された木曾川水系河川整備計画等も踏まえ、機構は事業実施計画の案を作成し、利水者への意見聴取、関係県知事への協議等を経て、平成20年8月に事業実施計画が認可された。9月3日に事業実施計画認可の公示、その翌日に国土交通大臣から機構に事業が承継され、木曾川水系連絡導水路建設所が発足した。

現在、同事業に伴う環境への影響検討を進めており、環境レポート(案)としてとりまとめる予定である。

○ 川上ダム建設事業 (111頁)

平成20年7月に治水の事業再評価を実施し、事業継続(なお、河川整備計画が策定されるまで本体工事に着手せず、調査・検討等を継続)となった。その後、淀川水系河川整備計画が平成21年3月に策定され、川上ダムについては、利水

の一部縮小、撤退等をふまえ、治水及び利水目的の多目的ダムとして早期に実施することとなった。今後、ダム本体工事の準備工事である仮排水トンネル工事の契約手続きを進めるとともに、事業実施計画の変更を行う。

○ 丹生ダム建設事業 (111頁)

平成20年7月に治水の事業再評価を実施し、事業継続（なお、河川整備計画が策定されるまで本体工事に着手せず、調査・検討等を継続）となった。その後、平成21年3月に治水上の位置づけを示した淀川水系河川整備計画が策定された。また平成21年4月に策定された淀川水系水資源開発基本計画（フルプラン）において、丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、機構が引き続き行うものとする。とされた。

○ 小石原川ダム建設事業 (112頁)

付替国道について福岡県と基本協定を締結し、平成21年3月にその準備工事に着手した。また平成20年8月に集団移転地が完成し、今後、分譲の契約を進める。

なお平成20年度に管理を開始したが試験湛水が未了であった2事業（徳山ダム、滝沢ダム）については以下のとおりである。 (112頁)

○ 徳山ダム建設事業

平成20年5月に試験湛水が終了し、本格運用を開始した。また、特定事業先行調整費回収のための平成23年度までの工期延期に関して、平成21年2月に事業実施計画の変更の認可を受けた。なお、徳山ダムの建設が土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したプロジェクト技術として評価され、平成20年度土木学会賞の技術賞を受賞した。

○ 滝沢ダム建設事業

平成20年度より施設管理規程に基づき供用を開始している。

従前より専門家の助言等も踏まえ、当時の最新の知見を取り入れた貯水池周辺地すべり対策を実施してきたところであるが、平成20年4月に貯水池周辺にて斜面変状が発生した。そのため、専門家から構成される「滝沢ダム貯水池斜面对策検討会」を設置し、指導・助言を受けながら、災害対策等緊急事業推進費（洪水等の自然現象による災害を受けた地域等において、緊急に事業を推進するための経費）にて緊急的な斜面对策を実施した。治水及び水道用水の事業再評価については、各々平成20年10月及び平成21年1月にそれぞれの事業評価の委員会にて審議され、事業継続となった。平成21年3月には利根川・荒川水系水資源開発基本計画（フルプラン）の変更が行われた。現在、工期を平成22年度までに延長させる事業実施計画の第3回変更手続きを行っているところである。

各ダムの事業費・工程監理については、思川開発事業においては「CFRD技術検討会」、川上ダム建設事業においては「川上ダムコスト縮減検討会」、大山ダム建設事業においては「大山ダムグラウチング調査委員会」及び「大山ダムコン

クリーン調査委員会」等の委員会を活用し、コスト縮減や工程等の観点から指導・助言を得て、事業監理の充実を図っている。(105頁)

水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)及び水源地域対策基金それぞれの対象ダムとして現在、6ダムが指定されている。思川開発事業では、南摩ダムの建設に伴って水没する県道付替工事を平成18年度から実施しており、地域住民をはじめ関係者から早期完成を期待されている。

また、平成15年度に機構として建設事業を中止することとなった戸倉ダムに関連し、片品村が実施してきた地域振興計画については、平成16年度より「まちづくり交付金事業戸倉地区整備」として進められ、利根川・荒川水源地対策基金も活用し、平成20年度完了した。(105頁)

ダム建設に付帯する業務として、付替道路関連等(4件)について関係県から委託を受け実施した。そのうち川上ダム建設事業については平成20年11月に付替県道松阪青山線が完成し、その供用を開始した。(106頁)

## ①② 新築・改築事業(用水路等事業)

### 1) 新築・改築事業の実施 (118頁)

用水路等事業については、6事業について計画的に事業の進捗を図った。

#### ○ 印旛沼開発施設緊急改築事業

予定されたポンプ15台(揚水用3台、排水用12台)と管理設備の改築を、当初工期内に完了させ、信頼性の向上と迅速な洪水への対応が可能となり、特に近年頻発する局地的な豪雨など印旛沼周辺の洪水被害軽減に一層の効果を上げている。

平成20年度には、既に供用可能となっていた12台の排水ポンプを用いて、延べ8回の洪水に対し合計約3,027万 $m^3$ (印旛沼利水容量の2.3杯分)の排水を行い、地域や利水者に要請されている事業効果を早期に発現できた。(再掲)

#### ○ 群馬用水施設緊急改築事業

支線水路工事に本格的に着手し、進捗率は78.1%となった。平成21年度事業完了に向けて着実に進捗している。

#### ○ 香川用水施設緊急改築事業

水道専用調整池の盛立てを終了した後、渇水により試験湛水の遅れが懸念されたが、関係機関の理解と協力の下に、平成20年9月19日から試験湛水を開始して、平成21年3月3日に完了し、予定どおり平成21年度より供用を開始した。このことにより、平成17、19、20年と近年頻発している渇水に対し、利水面での安全性を高めることができた。

平成20年度に香川県が実施したシミュレーションでは、平成6年や平成17年に発生した大渇水と同規模の渇水が発生した場合でも、この調整池を活用すれば、市民生活への影響は減圧給水程度で、断水は回避できると予測されている。

さらに、3月に発生した高瀬支線での漏水対応において、緊急的に調整池及び連絡水路を活用し、水道用水の断水を回避できたことは、事業の危機管理面での効果が既に発揮されていることを示しており、計画通りに供用を開始したことで、地域や利水者に要請されている事業効果が早期に発現できた。

○ 福岡導水事業

平成20年度、関係機関と一体となった取組により漁業補償交渉がまとまったことから、未了となっていた取水工改造工事が実施できることとなり、平成20年11月14日事業実施計画の変更（事業再開による事業工期変更）が認可され、改造工事に係る業務を再開した。

また、新たに導水施設における地震対策等安定供給施策を計画変更として追加することについて、水道事業に関わる事業再評価を平成20年8月に実施し、妥当であるとの判断がなされている。

○ 豊川用水二期事業

老朽化対策としての既設本・支線水路の改築工事6kmを実施するとともに、平成19年度に制度化された大規模地震対策及び石綿管除去対策に係る事業に本格的に着手した。

大規模地震対策では安全性を高めるための併設水路の工事にとりかかった。また石綿管除去対策では21kmの支線水路工事を実施した。

○ 両筑平野用水二期事業

農業用水路の改築工事6kmを実施するとともに、頭首工（2ヶ所）の改築工事に着手した。

事業評価については、福岡導水の事業再評価の他、事業着手前の事業事前評価（木曾川右岸施設緊急改築事業：水道用水及び農業用水）、事業完了後に事業の有効性を確認する事業事後評価（利根中央用水事業、豊川総合用水事業、木曾川用水施設緊急改築事業：農業用水）を実施し、妥当であるとの結論を得た。

（122頁）

用水路建設に附帯する業務として、香川用水施設緊急改築事業において、工事用道路に関連して香川県の道路工事を共同工事として受託し実施した。

（106頁）

① 2) 施設の長寿命化への取り組み（堆砂対策の代替容量確保） （116頁）

平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画、及び同月に変更された淀川水系水資源開発基本計画（フルプラン）において、「木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の観点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。」とされた。

今後、川上ダムにおける事業実施計画の策定・認可手続きを踏まえ、計画の具体化を図る予定である。

## ② 2)ストックマネジメントに伴う施設改築 (124頁)

別表1「施設管理」に掲げる木曾川用水施設のうち木曾川右岸施設では、第一期中期計画期間から機能保全計画調査によるストックマネジメントを実施し、その結果を踏まえ、改築が必要な施設について「木曾川右岸施設緊急改築事業」として平成20年度に予算要求を行い、平成21年度着工が認められた。

平成21年3月に閣議決定された木曾川水系水資源開発基本計画の一部変更において、同事業が追加された。これにより、同事業は機構においてストックマネジメントによる事業化がなされた初めての事業となった。

## ③ 特定事業先行調整費制度の活用 (126頁)

平成20年度は、平成17年度及び平成18年度に特定事業先行調整費制度を適用して徳山ダム建設事業に支弁した資金のうち、5,390百万円を回収した。

## (4) 環境の保全

### ① 自然環境の保全

#### 1)建設事業における自然環境保全の取組 (130頁)

9事業(思川開発、木曾川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム、大山ダム、小石原川ダム、豊川用水二期、香川用水施設緊急改築、両筑平野用水二期)において、自然環境調査や環境影響予測を実施するとともに、5事業(思川開発、川上ダム、大山ダム、豊川用水二期、香川用水施設緊急改築)においては環境保全対策を講じることにより、自然環境の保全に取り組んだ。また、6事業(思川開発、川上ダム、丹生ダム、大山ダム、豊川用水二期、香川用水施設緊急改築)において、モニタリング調査を実施し、環境保全対策の効果を検証しているところである。

さらに年度計画のとおり、3事業(思川開発、川上ダム、大山ダム)において、環境保全協議会の設置や工事ごとに環境保全管理担当者の配置を行い、工事関係者と一体となって環境保全に取り組んだ。

#### 【具体例】 (131頁)

ア. 川上ダムでは、平成8年度に設置した「川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会」で指導・助言をいただきながら、オオサンショウウオの保全対策を検討している。平成20年度は、移転先となるダムの貯水池上流部における生息・繁殖環境を改善するために、堰などの河川を横断する構造物への移動路(オオサンショウウオ道)を試験的に現地4ヶ所に設置した。

また人工巢穴の構造と設置候補地についても検討を行った。

イ. 大山ダムでは、植物の重要な種のうち、事業の影響が大きいと予測される11種について、事業の影響を受けない場所へ移植するなどの保全対策を行うことにしている。これらの植物のうち、アカササゲについて有識者の指導

を得ながら、平成20年度に移植方法の比較試験を行った。その結果、移植方法を確立できた。

## 2) 管理業務における自然環境保全の取組 (136頁)

21施設において、魚類の遡上調査、下流河川の環境調査等を実施した。

また年度計画に規定したとおり、平成20年度は8施設（浦山ダム、下久保ダム他）における堆積土砂還元<sup>※1</sup>、8施設（下久保ダム、草木ダム等）におけるフラッシュ放流<sup>※2</sup>の試みを実施した。霞ヶ浦開発では浚渫土砂約33,500m<sup>3</sup>を用いた湖浜の造成を行った。

また、ダム下流の河川環境改善を目的とした、ダムの弾力的管理試験<sup>※3</sup>では下久保ダムにおいて三波石峡のクレンジング効果を確認、一庫ダムにおいても魚類個体数の増加や付着藻類の剥離を確認することができた。

※1 堆積土砂還元・・・河川にダムができると貯水池に土砂が溜まるため、ダム下流河川内に運搬、置き土し、ダムからの放流水によって下流河川へ流下させる取組。

※2 フラッシュ放流・・・ダムが建設されてダム下流の河川流況が平滑化されるため、人工的に流量変動を加える放流を行うこと。

※3 弾力的管理試験・・・ダムの洪水調節容量内に一時貯留した水をダム下流の河川環境改善のために放流し、その効果を評価する取組。

### 【具体例】 (138頁)

徳山ダムでは、従来のような洪水貯留準備水位に低下させる水や、洪水調節容量に貯留できた水を活用する例と異なり、貯水容量（不特定容量など）を最大限に有効利用することによってダムによる下流河川環境の改善手法、ひいてはダムに求められている河川環境用水・環境容量のあり方に関する検討を行うことを目的に、平成20年度に学識者等による検討会「徳山ダムの弾力的な運用検討会」を2回、河川利用者等との意見交換会「徳山ダムの弾力的な運用を考える意見交換会」を1回開催し、課題の抽出や基本的考え方のとりまとめ等を行った。

## ② 温室効果ガスの排出削減 (140頁)

クリーンエネルギー活用の観点から、調整池の水面を利用した大規模太陽光発電システムの実用化を目指し、設置コストの削減及びモジュール冷却による発電効率の向上のための技術開発を1施設で行った。さらに調整池7ヶ所で適地選定、候補地選定のための現地調査を行った。

小水力発電については、1施設（霞ヶ浦用水）での実施に向け関係機関との調整を行うとともに、3施設（利根導水、房総導水路及び初瀬水路）で可能性の検討を開始した。風力発電については、1施設（豊川用水）で地域への適合と経済性に関する検討を行った。

平成20年8月に「独立行政法人水資源機構地球温暖化対策実行計画」を策定し、公表した。この実行計画は、京都議定書の第1約束期間に対応して、機構の事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制目標と、これを達成するための取組を定めたものである。この実行計画に基づいて、事業活動に伴う温室効果ガスの排出

の抑制等に向けた取組をより一層推進していくこととした。

平成20年度における機構のすべての事業活動に伴う温室効果ガス排出量は101,421t-CO<sub>2</sub>であり、実行計画において温室効果ガスの排出の抑制目標の基準年度としている平成13年度に比べて、1,540t-CO<sub>2</sub>減少した。特に、庁舎における電気使用量の削減に努めた結果であり、目標（平成24年度までに1,605t-CO<sub>2</sub>以上削減）の達成に向けて、取組みが着実に推進している。

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に向けて、平成20年度は契約手続きに関する情報収集を行った。

### ③ 景観に配慮した施設整備 (144頁)

景観についての点検を3施設（霞ヶ浦開発、浦山ダム、豊川用水）で着手した。その結果、キャプション評価法\*が有効な点検方法であることを確認することができた。

また、機構が施設の新築、改築、修繕を行うにあたって、景観への配慮を促進するために、その参考となるように、景観配慮の基本的な考え方や留意事項を取りまとめた手引書「景観に配慮した施設整備に向けて(案)」を作成した。

また景観に配慮した施設整備を実施するにあたってのモデル検討を利根導水において行った。

※キャプション評価法・・・点検参加者が良い景観または悪い景観と感じた対象についてその理由と写真を景観カードに整理し、景観カードをもとに点検参加者同士で意見交換しながら、点検結果をとりまとめる方法

### ④ 建設副産物等の有効利用等 (146頁)

工事の設計段階より建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化等リサイクルの検討を行い、全ての項目において年度計画に掲げる目標を達成した。

機構の管理するダム等のうち、29ダム等において貯水池内の流木の有効利用に取り組んでおり、平成20年度は、処理が必要な流木の流入のあった13のダムや堰において、合計約3,400空m<sup>3</sup>の流木を有効利用した。

また霞ヶ浦開発や群馬用水など17施設において、合計約78,730空m<sup>3</sup>\*\*を刈草リサイクルとして堆肥化して活用するなど、従来廃棄していたものが地域で活用されている。

※空m<sup>3</sup>・・・空隙を含んだ容量。

### ⑤ 環境物品等の調達 (150頁)

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき環境物品としての基準を満たしたものを調達することとし、年度計画に掲げた目標（100%）を達成した。

### ⑥ 環境保全意識の向上 (154頁)

職員の環境保全意識の向上を図るとともに、地域住民などに機構の環境配慮へ

の取組に対する理解を得るよう全事務所で環境学習会を開催し、機構職員や工事関係者、地域住民など9千人弱が参加した。

環境に関する専門知識を習得するとともに環境に関する意識を高めるための職員の環境研修については、平成20年度は延べ48名が外部機関及び機構内部の環境専門研修を受講したほか、延べ188名が環境に関するカリキュラムを設けた内部研修を受講し、年度計画に掲げる目標（専門研修40人以上、内部研修180人以上）を達成した。

#### ⑦ 環境マネジメントシステムの運用 (160頁)

機構では、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO 14001の認証を平成16年12月に本社で取得して以来、11事業所で取得してきた。

今後の事業所数の拡大に向けて、平成20年度においては環境管理マニュアル案を管内毎に作成するとともに、関西支社管内と吉野川局管内において、環境マネジメントシステムに関する学習会を開催した。

#### ⑧ 環境情報の発信 (162頁)

年度計画のとおり環境保全の取組をとりまとめた「環境報告書2008」を作成し、関係機関に配布するとともに、ホームページへ掲載するなど情報発信の方法による公表を行った。環境報告書の配布と併せて行ったアンケートでは、環境保全への取組に対しては、約8割の方から「よくやっている」との回答を得た。

### (5) 技術力の維持・向上と技術支援

#### ① 新技術への取組

##### 1) 技術5ヵ年計画 (166頁)

平成15年度に策定された前計画の後を受け、新たに「施設の長寿命化」「地球温暖化対策」などを加えた7つのテーマ、13の重点プロジェクトからなる「水資源機構技術5ヵ年計画(H20-H24)」を年度計画のとおり作成し、技術開発を推進した。

##### 2) 技術研究発表会の開催 (170頁)

第42回を迎えた技術研究発表会は、利水者からの論文発表や県、土地改良区、水道事業者など関係利水者7団体の出席を得て、ブロック発表会(5ブロック計110論文)と本社発表会(各ブロックから推薦された計30論文)を開催した。

##### 3) 特許等の取得推進 (174頁)

平成20年度は、民間と共同開発して取得手続を行っていた「コンクリート供給システム及びコンクリート供給方法」について、特許を取得した。

また「降雪深観測装置及び降雪深観測方法」、「情報登録検索システムおよび情

報登録方法並びに情報検索方法」の2件について、民間と共同して取得手続きを進め、特許出願を行った。

## ② 蓄積された技術の整備・活用

### 1) 設計指針等の作成 (176頁)

機構独自の指針のフォローアップとして、ゲートやポンプ設備などの保守管理指針である「機械設備管理指針」を平成20年9月に改訂、ダム建設に関する技術的な知見のうち基礎処理についてとりまとめた「ダム設計指針(基礎処理編)」を平成21年3月に改訂した。また、大規模地震対策の再整理を行うための「水路工設計指針(震災対策設計編)」の改訂作業に着手した。その他の技術資料として「電気通信設備標準施工図集」など電気通信設備に関する業務参考資料である4つの実施要領の見直しや改訂を行った。

### 2) 既設技術の集約、文書化等 (178頁)

施設のストックマネジメントに係る既存技術の集約・文書化等の取り組みとして、PC管本体の劣化に関する調査・診断マニュアルについて見直しを行った。また、今後増加が見込まれる機械設備の整備・更新を安全かつ確実に低コストで実施するために機構に蓄積されたメンテナンス知識を取りまとめた「機械設備整備・更新技術解説書」及び「機械設備更新計画書」の作成に着手した。

## ③ 技術支援及び技術情報の公開

### 1) 受託による技術等の積極的な活用 (180頁)

平成20年度は、国、地方自治体及び民間法人から25件(約5億8千万円)の調査、設計、試験等の業務を受託により実施した。

このうち、総合技術センターでは平成17年度の発足以来、機構が水資源開発公団の時代から蓄積してきた技術力を活かし、引き続き積極的に技術支援を行い、23件の業務を実施した(平成17年度12件、平成18年度22件、平成19年度27件)。なお、平成20年度の受託実績額は約5億3千万円(平成19年度約2億8千5百万円)であった。

### 2) 発注者業務等への支援 (182頁)

平成20年度の国、地方自治体等からの積算、施工監理に係る受託業務として、民間企業から提出されるダム本体技術提案に関する妥当性の検討業務3件(約1億3千9百万円)、ダム本体建設工事の施工監理等業務3件(約1億4千8百万円)、その他地方自治体等が発注するダム本体工事のための施工計画作成に関する支援業務2件(1千5百万円)を実施した。なお、業務の実施にあたっては、支社局・現場事務所との連携に努めた。

### 3) 論文等の発表 (184頁)

技術力の提供及び積極的な情報発信に努めるため、「技術研究発表会」における優秀な論文を含む51題（うち査読論文16題）の論文等を学会、専門誌等に発表し、年度計画に掲げる目標（50題以上）を達成した。また、発表論文リストを機構ホームページに掲載し、広く技術力の提供を行った。

### 4) 研修等を通じた関係機関への機構技術の公開 (186頁)

愛知用水施設、豊川用水施設、香川用水調整池及び大山ダムにおいて、地方自治体職員やJICA（独立行政法人国際協力機構）研修生等に対して、施設管理や設計施工に関する研修等を通して、機構技術の公開を進めた。

## ④ 国際協力の推進

### 1) 機構の技術情報、知識等の提供・共有 (190頁)

NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク）事務局として、参加機関に対する情報交換・共有化推進のため、週2回程度のホームページ更新を行うとともに、掲載内容の改良やデータベースの充実を図り、さらに、ニュースレターを4回発行した。

また、JICAからの一括受託により5件49名の研修を行うとともに、技術者の能力育成に係る国際協力として16件130名の海外研修生を受け入れた。その他、3件の調査・検討業務を適切に実施した。

### 2) 河川流域機関設立、技術者養成への協力 (196頁)

NARBO活動として、平成21年2月にベトナムにおいて、「総合水資源管理と河川流域機関強化研修」を実施した。また、「水災害に関する防災」ワークショップを平成20年10月にフィリピンで、ベトナムにおいては上記研修と併せて実施し、アジア各国の河川流域における総合水資源管理の普及及び河川流域管理機関の能力強化を図った。

またインドネシア、ベトナム及びスリランカの各国NARBO加盟機関との間で締結した姉妹提携協定に基づくツイニングプログラムとして、平成20年5月にスリランカ国マハベリ庁へ職員4名を派遣し、平成20年11月にベトナム国農業・農村開発省の職員3名を3週間に渡り受け入れ、総合水資源管理に関する技術情報等を交換した。

### 3) 国際業務等に係る人材育成と関係構築 (200頁)

機構の人材育成として、国際グループ登録者制度をもとに語学研修を行う等、国際業務に係る人材の育成に取り組んだ。また、JICA専門家、アジア開発銀行研究所及びメコン委員会への職員の派遣を通じて、アジア各国の水資源に関する

る現状や課題等を把握することに努めた。

海外機関との関係については、平成21年1月に、これまでのNARBO活動をより強化・発展させるため、アジア開発銀行との間で機構との今後の協力関係を確認する意向書を取り交わし、連携を強化した。

NARBO及び機構は、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）による「河川流域における総合水資源管理のためのガイドライン」起草のための運営委員会に参加し、水資源に関する技術情報及び知識の発信並びに共有を行った。

また、同ガイドライン作成の一環として、平成20年11月さいたま市において総合水資源管理に関するセミナーを開催し、我が国における経験を中心とした情報発信を行った。同ガイドラインは平成21年3月にトルコ共和国イスタンブール市にて開催された第5回世界水フォーラムにおいて発表された。

## ⑤ 気候変動への対応と水資源の有効利用等

### 1) 降水量等の将来予測 (202頁)

気象庁、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所などの機関と連携し、降水量の変化や従来手法よりも現象をより物理的に再現することができる流出解析手法（分布型モデル）の検討を実施した。

平成20年度は、機構における流出解析手法の確立を目指して、吉野川水系における流出解析手法及びその解析精度の検証を行い、その有用性を確認した。

またその習得のため、独立行政法人土木研究所に職員を1名派遣し、派遣した職員と連携して流出解析技術の向上に取り組む体制構築に着手した。

### 2) クリーンエネルギーの活用（再掲） (204頁)

クリーンエネルギー活用の観点から、調整池の水面を利用した大規模太陽光発電システムの実用化を目指し、設置コストの削減及びモジュール冷却による発電効率の向上のための技術開発を行った。さらに調整池7ヶ所で適地選定、候補地選定のための現地調査を行った。

小水力発電については、1施設（霞ヶ浦用水）での実施に向け関係機関との調整を行うとともに、3施設（利根導水、房総導水路、初瀬水路）で可能性の検討を開始した。風力発電については、1施設（豊川用水）で地域への適合と経済性に関する検討を行った。

### 3) ダム群再編事業等について (206頁)

治水機能の強化を目的とするダム群再編事業の検討にあたり、国土交通省関東地方整備局との間で利根川水系を対象に「ダム群再編にかかる調査検討業務に関する基本協定書」を平成20年11月に締結した。

それに基づき、機構の既設ダムにおいて、治水・利水容量の振替等にあたり、施設や貯水池の安全性を確保するためのダムサイトや地すべり地質調査など技術

的な検討を行った。

#### 4) 施設の長寿命化施策等の検討 (208頁)

木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の視点から、既存ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保することが、平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画に位置づけられた。

機構では、川上ダムに確保する代替容量を活用した場合に、木津川水系の管理5ダムのうち4ダムについて貯水位を低下して効率的な堆砂除去を実施した後でも、貯水位が回復するなど、事業の可能性の検討を行った。

#### 5) 関連施設との一体管理について (210頁)

同一水系内における関連施設の一体管理に向けて、機構本社内で勉強会を開催し、対象となる機構施設と関連施設の整理や一体管理を行う上での現行制度における課題点等について整理を行った。

#### 6) 水系内水質の改善について (212頁)

平成20年度に開催された利水者や有識者で構成される「健全な河川水環境のあり方に関する研究会」にオブザーバーとして参加し、取排水の再編等に関する河川状況や水質改善効果等の情報収集を行った。

また印旛沼の水質改善に関し、「印旛沼流域水循環健全化会議」や「印旛沼水質改善技術検討会」の一員として各々2回参加し、関係者と流域情報を共有するとともに、昨年度に引き続き実証実験を行った。

また、平成20年度に国土交通省から受託した「エネルギー効率利用の側面からみた水資源関係施設配置・機能適正化検討業務委託」の業務に併せて、利根川・荒川水系における下久保ダム開発水等の取水地点や導水方法等の検討を通じて、水源連携等利水者への良質な水供給の検討を行った。

#### (6) 関係機関との連携 (214頁)

本社においては、11月に関東事業担当上席審議役、同上席審議役付を、12月に関東事業担当審議役を配置し、関東支社としての機能を明確にして、関係部室と連携して関東管内事業に関する事務を一元的に処理する体制を整えた。

#### 1) 事業実施計画等の策定・変更時の情報提供と関係機関との円滑な調整

(216頁)

思川開発事業は、平成21年3月に利水計画、工期に関して事業実施計画の第3回変更の認可を受けた。その際、利水者、関係機関との円滑な調整により、適切に変更の手続きを実施した。

木曾川水系連絡導水路事業については、平成20年6月に国土交通大臣より機構に対し、独立行政法人水資源機構法第14条第1項に基づく事業実施の求めがあった。平成20年3月に策定された木曾川水系河川整備計画も踏まえ、機構は事業実施計画の案を作成し、費用負担者への意見聴取、関係県知事への協議等を経て、平成20年8月に事業実施計画の認可を受け、平成20年9月に事業承継した。その際、国土交通省中部地方整備局、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市より構成される「徳山ダムに係る導水路検討会」の検討経緯等を踏まえ、費用負担者、関係機関と調整を行い、適切に手続きを実施した。

滝沢ダム建設事業については、埼玉県、東京都及び機構から構成される滝沢ダム事業費管理検討会を3回開催し、事業実施計画を変更し、建設事業として工期を延長する方針等を説明し、理解を得た。

なお、滝沢ダム建設事業及び武蔵水路改築事業の利水者から、機構とのより密接な連携を求める意見が寄せられた。

武蔵水路改築事業の事業実施計画の策定に際しては、埼玉県及び東京都の担当が現地にて調査等を行うとともに、その結果を踏まえ調整を行った。

これに対し、関東支社としての機能を明確にして、関係部室と連携して関東管内事業に関する事務を一元的に処理するための関東事業担当審議役等の設置を速やかに進め、体制を充実させた。(再掲)

さらに、平成21年1月から役員会終了後に経営企画部、ダム事業部、水路事業部、管理事業部の部長、次長及び関東事業担当による調整会議を開催し、各々が抱えている案件に対する情報の共有化と意見交換を行い、ユーザーへの迅速な対応を図ることとした。

福岡導水事業に係る事業実施計画の変更にあたっては、費用負担者及び関係機関に対して必要な情報の提供を行い、円滑な調整に努めた。

印旛沼開発施設緊急改築事業及び香川用水施設緊急改築事業において、改築後の管理施設、管理計画、管理費用等について、早い段階から費用負担者や関係機関に対する情報提供及び事前調整を行った結果、施設管理規程の変更手続きは円滑に進捗し、平成21年度から予定どおり管理業務に移行できた。

房総導水路の両総用水共用施設である第一制水門の改築事業の完了に伴う施設管理規程の変更について説明及び調整を行った。

長良川河口堰の開発水のうち工業用水の一部を水道用水に転用することに伴う費用負担割合の変更に係る施設管理規程の変更について説明及び調整を行った。

## 2) 建設事業・事業費管理検討会等の開催 (220頁)

事業費・工期等を適切に管理するための検討及び関係者に業務運営に係る情報提供等を行うことを目的に事業費管理検討会等を設置・開催しており、ダム事業4事業、用水路等事業6事業で実施した。

特に木曾川水系連絡導水路事業の適正な事業執行監理を目的として、国土交通省中部地方整備局、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市及び機構より構成される

「木曾川水系連絡導水路事業監理検討会」を設置、開催した。

なお、平成20年度より管理を行っている徳山ダム建設事業及び滝沢ダム建設事業については、それぞれ事業精算説明会を開催した。

同様に、平成21年度より管理を行う印旛沼開発施設緊急改築事業及び香川用水施設緊急改築事業については、それぞれ事業概算精算説明会を実施した。

### 3) 管理業務・利水者等説明会の開催 (222頁)

特定施設20ダム、2堰、2利水ダムで放流連絡会を実施したほか、水防関係者の連絡会に参加し洪水調節の勉強会や効果に関する説明会を延べ36回実施した。

愛知用水等17施設において、管理運営協議会等を開催し管理運営に関する重要事項を審議するとともに、利水者の意見・要望等の把握に努めた。

香川用水では、平成21年度から管理運用を開始する建設中の調整池の運用面の検討及び今後の管理費の軽減に関する検討などについて説明を行った。

### 4) 水資源利用の合理化における関係機関調整 (226頁)

長良川河口堰の開発水のうち、愛知県工業用水の愛知県水道用水への用途間転用(5.46m<sup>3</sup>/s)を行うとともに、これに伴う費用負担割合の変更に係る施設管理規程を変更した。

## (7) 水源地域等との連携

### 1) 上下流交流と施設周辺地域交流 (230頁)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流の交流活動として、上下流住民の交流やその行事、下流域利水者の水源地視察など、全29事業所で参加または実施に協力した。

また、施設周辺地域の住民等に施設の役割等について理解を深めていただくため、年度計画に規定したとおり調査・建設・管理に係るすべての事務所において、施設周辺地域との交流に取り組み、平成20年度は地域行事への参加(協力)、清掃活動、施設見学会等を始めとする7活動延べ150回での取り組みを行った。なお、特定施設であるダムにおいては、水源地域ビジョンの推進会議に事務局等として参加し、ダム水源地域との連携を図った。

#### 【具体例】 (234頁)

川上ダム建設所では、平成20年10月～11月の計9日間にわたり、建設所主催の「水の調査隊」を開催し、地元青山小学校の6年生と4年生の約200名が参加した。ダムの事業概要について説明後、実際にダムの建設現場に行き、地盤調査のために掘ったトンネル(横坑)では、岩盤をハンマーで叩いて岩盤の硬さを体感したり、オオサンショウウオの保護池でオオサンショウウオの観察、付替道路の工事現場で建設機械への試乗などを行った。

大山ダム建設所では、平成20年7月25日に「ふるさと水ウォッチング2008」を開催し、水源地域である日田市前津江町及び大山町からそれぞれ3校、下流受益地である福岡県久留米市から1校の計7校、約100名の児童が参加した。ダム建設現場の見学、事業概要説明のあと、交流行事としてコンクリートの材料となる原石（骨材）に名前や目標・夢などを書く「メモリアルストーン」づくり等を行った。

## 2) 貯水池保全のための森林保全 (240頁)

平成20年度には、山林整備で発生する間伐材等の活用によって、防護柵やバイオマス発電が有効かについて検討に着手した。

早明浦ダムでは、森林荒廃と土砂流出に関する既存文献等の収集や森林整備に関して森林関係部署等との事前調整を行った。また山林整備で発生する間伐材等の活用についての先行事例の施設視察を行い、活用にあたってのシステム構築や運用についての情報収集や勉強会を行った。

平成21年度以降、これらの検討を踏まえ間伐材等の活用方策の実証試験に着手する予定である。

## 3) 湖面・湖岸の利活用 (244頁)

水源地域の活性化のために定めている水源地域ビジョン計画等に沿って、各ダム・調整池における湖面や湖岸利用を図っている。平成20年度は、地域のニーズの把握と湖面活用等についての先行事例の収集等を行った。

## (8) 広報・広聴活動の充実

### ① 機構が提供する情報の充実 (248頁)

渇水情報、水事情や機構の管理業務等について、各種メディアを通じて情報発信し、利水者や国民に的確な情報を提供した。また、一般紙や地方紙、専門紙等に対して、適時的確に記者発表を行い（129回実施）、特に洪水調節を行った際にはその効果について記者発表を行った（6回実施）。

特に渇水時においては、早明浦ダムからの補給量をグラフ掲載するなど国民に関心の高い水源情報の積極的な発信に努めた。

吉野川水系の渇水では、一般住民やマスコミからの各種問合せに対してきめ細かな対応を行うとともに、新たに池田総合管理所のホームページに毎正時の早明浦ダム利水貯水率を速報値として掲載するなど、国民に関心の高い水源情報の積極的な発信に努めた。渇水期間中の7～11月の5ヶ月で、吉野川局では約76万件、池田総合管理所では約15万件のアクセスがあった。（再掲）

### ② 緊急時における迅速かつ的確な広報の実施 (252頁)

平成20年度は、各管理事務所のホームページにて発信している、地震、風水

害、水質事故等の緊急時における情報内容の確認、発信体制の調査を行った。

29ダムでは、ダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与している。

また、防災情報として、防災情報センター（国土交通省）の情報や関係する県の水位雨量情報をリンクとしてHPに掲載、あるいは不法投棄に伴う油膜浮遊や植物プランクトン増殖による湖面変化の状況についても掲載することで、利水者、地域住民等における状況把握や不安の払拭に寄与している。

水質事故発生時には利水者等へ迅速な情報発信を行うことで、利水者側での影響拡大防止に寄与した。

### ③ 水の週間等、各種行事への取組 (256頁)

関係機関との共同開催等により、水の週間におけるフォトコンテストの実施、各地における上下流交流会、パネル等の展示、施設見学会等を実施することにより地域交流を行い、水資源の有限性、水の貴重さ等について、国民の関心を高め、理解が深まるよう説明に努めた。

## (9) 内部統制の強化と説明責任の向上

### ① コンプライアンス等の強化

#### 1) 倫理行動指針の策定 (260頁)

機構の基本理念として、独立行政法人水資源機構倫理行動指針を平成20年7月に策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明した。(ホームページにて公表済)

#### 2) 倫理委員会による審議 (262頁)

倫理委員会において、倫理行動指針(案)、コンプライアンス等推進状況、契約事務処理手続きの改善等、内部統制の取組状況等に関する審議を2回実施した。

#### 3) コンプライアンス推進責任者の選任 (264頁)

本社・支社局及び全事務所に、コンプライアンス推進責任者を置く(平成20年7月)とともに、本社に平成20年4月に特命審議役を設置することにより推進体制の拡充を図った。

平成20年7月～10月にかけて、倫理行動指針やコンプライアンスの説明会を本社・支社局及び全事務所にて実施した。さらに各事務所において職員同士の討論会を行い、倫理行動指針の浸透・定着を図った。

#### 4) 推進体制の強化 (266頁)

職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口を設

置（平成20年7月）し、推進体制を強化した。

## 5) 推進状況の評価 (268頁)

コンプライアンス等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査（平成21年6月）を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ本書で報告するものである。

### ② 監事機能の強化 (272頁)

監事機能の強化を図るため監事監査要綱を改正し、監事が監査室の職員以外の職員に監査業務を臨時に補助させることができるよう措置するとともに、必要に応じ弁護士等と情報交換・調査依頼等を行うことができるよう措置した。

### ③ 入札契約制度の競争性・透明性の確保

#### 1) 入札契約制度における競争性・透明性の強化 (274頁)

入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直しを図った。

一般競争入札の対象範囲を建設工事は6千万円以上（従来1億円以上）、建設コンサルタント業務（技術的難易度の高いもの）100万円以上（従来は対象なし）、その他の業務5千万円以上（従来は対象なし）として拡大した結果、一般競争入札の割合（件数）が、工事については29%から37%に、コンサルタント業務については0%から18%に増加した。

また、入札・契約の適正な実施について、監事による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行った。

#### 2) ホームページ等での公表 (278頁)

入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等を、ホームページ等を通じて公表した。

### ④ 談合防止対策の推進 (280頁)

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化に併せて、新規採用職員、平成20年度末退職予定者に対する談合防止等についての説明、広く職員が参加できる本社、支社・局での独占禁止法等に係る研修等を実施するとともに、機構(公団)の既退職者中、希望者に対し、法令遵守についての説明を行うこととしている。

また、違約金特約条項について、平成20年7月2日付けで改正を行い、課徴金免除業者との契約のうち、違反行為対象契約に該当するものについても違約金を請求することができるよう措置した。

**⑤ 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表** (282頁)

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体として公表した。

**⑥ 財務内容の公開**

**1) 国民への財務内容の公開** (284頁)

平成19年度の財務諸表については、国土交通大臣の承認を受け、機構ホームページに掲載するとともに、関連資料とともに本社、支社局及び全事務所においても閲覧に供した。

**2) 機関投資家への財務内容の公開** (288頁)

アナリストなどを対象とした決算等説明会を開催したほか、投資家に対し機構の財務内容等を説明するとともに、説明資料をホームページに掲載した。その他、財投機関債発行のため、格付投資情報センター及び日本格付研究所から、平成19年度に引き続き「AA+」の格付けを取得した。

## 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 機動的な組織運営 (292頁)

業務の効率化を持続的に行うため、機動的業務運営支援グループを設置して業務遂行上の課題について検討を行い、円滑な事業執行を推進した。

各事務所で類似する業務の一括発注や、管内の広報を一括した取組、調査設計業務の支援など、業務の集約化を図ることにより、機動的な組織運営を推進するとともに、執行上の課題等を抽出した。

また、人材育成プログラムに基づく各種研修等の実施により職員の資質を高める取組を推進した。

#### ① 機動的な組織運営

##### 1) 国民からの意見募集 (294頁)

機構の業務、マネジメントに関して、直接国民から意見を募集する手法検討として、平成20年度はインターネットを利用したネットリサーチの試行を行った。調査は平成20年12月20日から25日にかけて、機構の認知度及び信頼度に関する調査を、一般市民3,000人を対象として実施し、回答率は37%であった。

##### 2) 国民及び利水者の要望、意見の把握 (296頁)

機構の業務運営に対し、各種機会及び利水者アンケートの実施を通じ利水者の要望、意見を把握した。また、当該要望等に対するフォローアップも実施し、利水者サービスの向上に努めた。

さらに、利水者サービスのより一層の向上を目指し、第1期中期目標期間中に実施した利水者アンケート(全5カ年分)の分析及び当該分析結果を基に指標化の検討を行い、利水者満足度に係る指標として、総合満足度(満足度の代表値)、管理コストによる重み付け評価法、満足度と重要度に係るクロス評価\*を設定した。

※クロス評価…項目別満足度を縦軸とし、項目別重要度を横軸とした表による評価

##### 3) 本社・支社局における利水者対応の充実 (298頁)

平成20年度においては6月から9月にかけて、利水者等19機関に対して機構役員と利水者等の幹部との意見交換を行った。

機構役員からは、組織の効率化、経費節減に関するこれまでの取り組み及び本中期目標期間における取り組みを説明し、管理予算の平準化及び適正な執行等について意見を交換するとともに、利水者等からの要望の把握に努めた。

##### 4) 効率的な業務遂行のための組織整備 (300頁)

業務の集約化や人員配置の見直しにより業務の効率化を持続的に行うため、総合技術推進室を総合技術センターに改組するとともに、平成20年4月に機動的

業務運営支援グループを設置して検討を行い、比較的現場が近接している筑後川局管内をモデルとして機動的な業務運営を行う「総合技術センター筑後川グループ」を設置した。

筑後川グループでは、平成20年度に機械設備の点検業務や堆砂測量など各事務所で類似する業務の一括発注や、管内の広報企画を一括実施することによる業務の合理化、また、人材育成を兼ねた調査設計の支援や監督業務の実務研修による職員の資質向上を行った。

#### 5) プロジェクトチーム等の活用 (302頁)

木曾川水系連絡導水路事業について、国土交通大臣から機構への承継に関する業務について遅滞なく遂行するため、本社内及び中部支社と基本的な情報を共有するとともに、スケジュール感をもって諸課題を整理することを目的として、時限的に機構本社関係部室から構成される「木曾川水系連絡導水路承継プロジェクトチーム」を発足させ、円滑な事業承継につなげた。

思川開発事業については、今後速やかにダム本体および導水路施設の工事に着手する必要があることから、本社関係部室及び関係事務所から構成される「思川導水路契約プロジェクトチーム」を設置し、導水路工事の実施に際して機構として初めてとなる設計・施工を一括契約する「高度技術提案Ⅱ型総合評価落札方式」での契約方式の制度設計を行うとともに技術提案の評価方法等を確定し、平成21年5月に工事公告を行った。

#### ② 人事制度の運用 (304頁)

平成19年度の評価結果について、平成20年7月からの月例給与及び業績手当に反映させるとともに、平成20年7月の昇格についても評価結果を考慮し、インセンティブを確保した。

人事配置にあたっては、評価結果、職務経験等を考慮して、本社、支社、局及び各事務所間で配置換えを行った

また、組織の総合力を高めることを目的として、これまでの評価制度に加えて平成19年度に試行した「チームワーク力評価」を平成20年度より本格導入した。

#### ③ 職員の資質向上 (306頁)

人材育成プログラムに基づき研修計画を作成し、内部研修を実施した。また、外部機関（国土交通省、環境省等）が実施する研修についても積極的に参加させ（68コース、延べ115名）、内部研修では修得できない分野の高度な専門知識の修得を図り、職員の資質の向上に努めるとともに、民間が主催する研修を受講し（7コース、延べ10名）、民間の研修生との意見、情報交換を行うことにより、民間的経営感覚、広い視野の修得を行った。

資格取得の取組では、資格取得に関する情報提供や人材育成プログラムに基づく取組などにより、公的資格の取得を促進し、職員の資質向上を図った。

関連技術の修得に向けた取組として、水道事業体へ昨年に引き続き3人の職員を派遣したほか、水道施設管理技士の資格取得や社団法人日本水道協会が実施する研修会に職員を参加させるなど、水道技術の修得・向上を図った。

技術力の更なる向上のための人員配置については、総合技術センターと現場が一体となって業務を実施することにより、その業務に携わる職員の資質の向上を図っている。また事務系及び技術系職員ともに入社10年間で、各部門（総務、財務、管理等）又は幅広い職種（調査設計、環境、工務、工事等）を経験させ、その後、自ら向上していく能力を身につけさせるため、専門分野（複数）を経験させるなどの人員配置を行い、計画的な人材育成を行った。

## **（2）効率的な業務運営** （314頁）

情報化、電子化による業務改善を図るとともに、職員の自発的取り組みによって業務改善を進める「業務改善チャレンジ」や、職員同士の提案による組織目標の作成を行った。

### **① 情報化・電子化による業務改善** （316頁）

システムの円滑な運用と業務の更なる効率化を図るために、人事総合システム、経理システムの改造を行うとともに、情報提供システムの情報更新を行った。契約金額500万円以上の全工事を対象とした電子納品の対象件数は、平成20年度は約500件であった。

### **② 組織間の役割分担の見直しと業務の一元化** （320頁）

平成20年度においては、利根導水総合管理所と武蔵水路改築調査所を利根導水総合事業所に統合し、組織の効率化を図った。さらに中部支社企画調整課、第一設計課、第二設計課を第一事業企画課、第二事業企画課に改組し、組織のスリム化を図った。

### **③ 外部委託の活用** （322頁）

引き続き、単純、定型的な業務について外部委託するとともに、一層の機械化・電子化を推進した。コストの検証も踏まえ、平成20年度では23人のシニアスタッフを活用し、機構業務の一部を担わせている。

### **④ 継続雇用制度の活用** （326頁）

平成19年度に引き続き、豊富な経験と知見を持つ人材の活用により、平成20年度においては、継続雇用者12名を採用し、機構の業務運営の効率化の拡充を図った。

**(3) 事務的経費の節減** (328頁)

事務的経費の節減は、各事務所の自主的取組であるアクションプログラムの実施による物件費等の節減により、平成19年度事務的経費と比較して3.6% (総額で約1.7億円) 節減し、年度計画に掲げる目標(3.0%)を上回って達成した。

**(4) 総人件費改革に伴う人件費の削減** (330頁)

人件費の削減を図るため、平成19年度において自主的に実施していた本給5%カットを平成20年度において引き続き実施し、また、同一地域内での異動を行う職員について本給を一律に減額する地域勤務型の制度(平成17年度導入)を継続運用した結果、平成17年度と比較して6.0%削減し、年度計画に掲げた目標(概ね3.0%減)を達成した。(実績:6.0%削減)

「独立行政法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準」において、給与水準の適切性の検証結果及び平成19年度における対国家公務員指数(116.8)を公表(ホームページ及び広報誌)した。

**(5) コスト構造改善の推進** (334頁)

平成20年度までの取り組みである「水資源機構コスト構造改革プログラム」の推進により、機構で実施した直接的施策による総合コスト改善率は10.1%であり、年度計画に掲げる目標(8.0%)を達成した。これに別途数値が示される、物価変動をベースにしたマクロ的算出手法による改善効果による改善率を加えた後に総合コスト改善率を算出し、公表することとした。

また、平成19年12月4日に閣議決定された「平成20年度予算編成の基本方針」の中で平成20年度以降についてもコスト削減を引き続き強力に推進することが明記されたことを受けて、各主務省でコスト構造改善プログラムが策定されたことを踏まえ、機構の事業内容や特性を考慮した独自の取り組みを含めた「水資源機構コスト構造改善プログラム」を平成20年12月16日に策定するとともに、ホームページに掲載し公表した。

**(6) 事業費の縮減** (338頁)

平成19年度予算と比較して2.5%減となり年度計画に掲げる目標(2%減)を達成した。

事業費の厳しい制約を受けたものの、事務的経費の節減、総合的なコストの縮減等を行ったことにより、新築・改築事業及び管理業務を計画通り実施した。

**(7) 適切な資産管理**

**① 事業資産の管理** (342頁)

固定資産管理システムの導入、運用開始により、減価償却計算、帳票出力、集

計作業等が容易となるなど事務の合理化を図った。

また、同システムの運用開始によりチェック体制の強化、データの確実な保全が図られるようにするとともに、事務所内はもとより本社からも最新の資産の状況確認、データ検索が行えるようにするなど、適正な資産管理が可能となった。

## ② 保有資産の見直し

### 1) 本社宿舎の見直し

(344頁)

平成20年度は、本社宿舎について、本社から遠距離となっている宿舎及び老朽化が著しい宿舎の代替として、常盤平・寺尾台・高島平寮の宿舎跡地及び高円寺宿舎を処分することにより、本社近傍地に宿舎を建設して集約化を図ることとした。

新宿舎については本社近傍地に宿舎用地を取得した。今後、既存宿舎用地等の処分及び新宿舎の整備手法について検討した上で手続きを進める予定である。

### 2) 本社以外の宿舎見直し

(346頁)

平成20年度は、未利用宿舎及び将来未利用となる宿舎の抽出作業を行うとともに、処分に必要となる事務手続きを整理し、関係資料の収集・作成を行った。

### 3) 会議所の見直し

(348頁)

氷川分室を処分し、計画した4ヶ所（千葉用水2ヶ所、長良川河口堰、筑後川下流）についても処分を行った。

- 3 . 予算（人件費の見積りを含む） 収支計画及び資金計画 ( 3 5 0 頁 )  
年度計画における予算（収入予算：約 2 , 5 6 9 億円、支出予算：約 2 , 6 4 6 億円）に基づいて、適正に業務運営を行った。  
収入と支出の予算額の開差は、過年度借入金等によるものである。
- 4 . 短期借入金の限度額 ( 3 5 8 頁 )  
一時的な資金不足に充てるため、最大 4 8 億円を借り入れた。
- 5 . 重要な財産の処分等に関する計画 ( 3 6 0 頁 )  
戸倉ダム建設事業で取得した財産(事業用地)については、適正な処分に向けた検討、調整を行っているところであり、平成 2 1 年度においても引き続き取り組むこととしている。  
保有資産の見直しに伴う宿舍、会議所等の処分等については、処分に必要となる事務手続きを整理し、関係資料の収集・作成を行った。
- 6 . 剰余金の使途 ( 3 6 2 頁 )  
剰余金の使途については、独立行政法人水資源機構法第 3 1 条の積立金の処分により財源充当することを予定しているため、平成 2 0 年度の機構の当期総利益約 9 0 億円は、独立行政法人通則法第 4 4 条第 1 項の規定により、これを積立金として整理した。
- 7 . その他業務運営に関する重要事項
- ( 1 ) 施設・設備に関する計画 ( 3 6 4 頁 )  
平成 2 0 年度に実施した施設整備・更新及び改修等で主なものは、試験研究所機器更新、情報機器更新等であった。
- ( 2 ) 人事に関する計画
- 1) 要員配置の見直し ( 3 6 6 頁 )  
平成 2 0 年度において、要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行った。  
地域勤務型制度については、5 0 才以上とした年齢制限を撤廃し、事由による申請制度に変更することにより対象範囲を拡大し、職員が安心して働ける職場づくりと、地域に密着した人材の育成等の推進を図った。
- 2) 人員の適正な配置 ( 3 6 8 頁 )  
最盛期にある豊川用水二期事業及び大山ダム建設事業並びに 9 月に事業承継となった木曾川水系連絡導水路事業に重点的な人員配置を行い、事業の計画的な進

捗を図った。また事務系及び技術系職員が一体となって業務推進を図る体制を執るため、総務部広報課、経営企画部、環境室、群馬用水総合事業所等に事務系及び技術系職員を配置した。

### (3) 積立金の使途

(370頁)

水資源機構法第31条に係る積立金の処分については、第2期中期目標期間中約341億円について平成20年6月30日付きで国土交通大臣の承認を受け、国及び利水事業者負担の軽減のための取組に活用することとした。

①退職給付引当金負担軽減引当金	83億円
②管理業務費負担軽減積立金	32億円
③管理特定業務費積立金	80億円
④施設整備積立金	26億円
⑤事業調整積立金	40億円
⑥経営基盤強化積立金	80億円
計	341億円

平成20年度においては上記の額のうち、約66億円について活用した。

また、平成21年度からの積立金の活用については、新たに国土交通省評価委員会による第三者の事前チェックを受けることとなり、より国や利水者に対する透明性の向上が図られることとなった。

### (4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

#### ① 利水者負担金に関する事項

##### 1) 前払い方式の活用

(372頁)

事業パンフレットや次年度予算要求内容に関する説明時などにおいて、前払い方式(当該年度支払い方法及び一時支払い方式)と従来方式(割賦償還方式)に関する制度の情報提供を行うとともに、利水者からの要望により試算を行い具体的な償還額の情報を提供するなど、前払い方式を希望する利水者の要請には最大限応じた。

##### 2) 支払方法の検討

(374頁)

より柔軟に金利の変動に対応するための利水者の負担金の支払方法については、問題点等を把握にした上で利水者を含む関係各方面と検討・調整を行う必要があり、問題点等の洗い出しに着手したところである。

##### 3) 繰上償還の受入

(376頁)

利水者の割賦負担金の利子負担の軽減を図るため、償還利率が5%以上の割賦負担金について、平成19年度末の割賦元金の残高約3,000億円に対して、第2期中期目標期間の繰上償還受入枠をその2分の1の約1,500億円とし、

平成20年度から年間の受入枠を300億円に拡大した。

機構の財務運営を勘案のうえ、平成20年度は約323億円の繰上償還を受け入れた。

**② 中期目標期間を超える債務負担 (378頁)**

次期中期目標期間にわたって契約を行う両筑平野用水二期建設事業に係る工事の債務負担を、年度計画に計上された債務負担限度額(1,600百万円)の範囲で行うこととして、契約手続を進めた。